

札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年条例第56号）新旧対照表（第11条関係）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p><u>第六章 雑則（第三十三条）</u></p> <p>附則</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第十七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（略）</p> <p>第6章 雑則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>5（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで（現行のとおり）</p> <p>第6章 雑則（第36条・<u>第37条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>7（現行のとおり）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで（現行のとおり）</p>	<p>規定整備</p> <p>参酌（基準省令第1条第5号）</p> <p>参酌（基準省令第</p>

<p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(新設)</p>	<p>(6) 虐待の防止のための措置</p>	<p>1条第5号)</p>
<p>七 (略)</p>	<p>(6) (略)</p>	<p>(7) (現行のとおり)</p>	
<p>(勤務体制の確保)</p>	<p>(勤務体制の確保)</p>	<p>(勤務体制の確保)</p>	
<p>第十八条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (現行のとおり)</p>	
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (現行のとおり)</p>	
<p>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>従う(基準省令第</p>
<p>第十八条の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1条第4号)</p>
<p>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>		<p>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>		<p>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</p>	<p>同上</p>
<p>第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん</p>		<p>第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延した</p>	

<p><u>延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p>		<p><u>いように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p>	
<p>第二十一条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p>	<p>第24条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p>	<p>参酌(基準省令第1条第5号)</p>
<p>第二十六条の二 <u>指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等</u></p>		<p>第29条の2 <u>指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を</u></p>	<p>従う(基準省令第1条第4号)</p>

<p><u>を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 第33条第14号の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第33条第7号の規定によるアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第33条第9号の規定によるサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ 第33条第16号ウの規定によるモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) から(5)まで (略)</p>	<p><u>を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 第33条第14号の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第33条第7号の規定によるアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第33条第9号の規定によるサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ 第33条第16号ウの規定によるモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)から(5)まで (現行のとおり)</p>	<p>参酌(基準省令第1条第5号)</p> <p>※市独自基準</p>
--	--	--	-------------------------------------

<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る予防給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p>	<p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 <u>当該記録に係る予防給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p>	<p>記録の保存期間 に係る改正</p>
<p>第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合</p>	<p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p>	<p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (現行のとおり)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により</p>	<p>参酌(基準省令第1条第5号)</p>

については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十～二十八 (略)

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十条第二十六号（第三十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除

(10)から(28)まで (略)

(準用)

第35条 第4条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(第7条第1項から第19条第2項まで)	(略)	(略)
第24条	(略)	(略)
(以下この表省略)		

第6章 雑則

(新設)

意見を求めることができる。

(10)から(28)まで (現行のとおり)

(準用)

第35条 第4条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(第7条第1項から第19条第2項まで)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第24条第1項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(以下この表現行のとおり)		

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する

規定整備

参酌（基準省令第1条第5号）

<p>く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>		<p>ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	
<p>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p>(委任)</p>	<p>2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行うことができる。</p>	<p>(委任)</p>
<p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>規定整備</p>